

官報 号外

平成十三年四月六日

○ 第百五十一回 参議院会議録第十七号

官報(号外)

平成十三年四月六日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十七号

平成十三年四月六日

午前十時開議

第一 環境省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

○請暇の件 (議事日程追加の件) 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を

促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

平成十三年四月六日 參議院会議録第十七号

請暇の件 (議事日程追加の件) 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を

促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

再就職を可能とともに、労働者個人の自発的な能力開発を促進するなどにより、職業生活の全期間を通じてその職業の安定を図ることが重要なことです。

政府いたしましては、必要な施策を整備充実するため、本法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の廃止であります。

特定の業種にかかわらず離職を余儀なくされる労働者について円滑な再就職を促進するための施策を講ずることを踏まえ、同法を期限どおり平成十三年六月三十日をもって廃止することとしております。

第二に、雇用対策法の一部改正であります。

事業規模の縮小等を行おうとする場合に、事業主は、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければならないものとするとともに、政府は、認定を受けた計画に基づき対象労働者の再就職援助のための措置を講ずる事業主に對し必要な助成及び援助を行うこととしております。

また、特に中高年齢者の再就職を促進するため、事業主は、労働者がその有する能力を有効に發揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかる

過措置を定めるとともに、その他所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、一部を除き、平成十三年十

月一日から実施することとしております。

以上が経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案の趣旨でございます。(拍手)

第三に、職業能力開発促進法の一部改正であります。

ます。

労働者の職業生活の設計に即した自発的な職業能力開発を促進するため、関係者の責務及び事業主が必要に応じて講ずる措置を定めるとともに、職業能力評価制度を整備することとしております。そのため、技能検定試験に関する業務を行わせることができます。民間試験機関の範囲及びその業務の範囲の拡大を図ることとしております。

第四に、雇用保険法の一部改正であります。

雇用安定事業として、離職を余儀なくされる労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行つことができるものとすることとしております。

第五に、地域雇用開発等促進法の一部改正であります。

地域の主体性を最大限に生かしつつ、就職の促進及びその他地域雇用開発を図る観点から新たに整理した雇用機会増大促進地域等四つの地域区分について、都道府県が策定する計画を厚生労働大臣が同意し、当該計画に基づき対策を講ずる方式に改めることとしております。

第六に、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の廃止に伴い必要となる経過措置を定めることとともに、その他所要の規定の整備を行ふこととしております。

なお、この法律は、一部を除き、平成十三年十

月一日から実施することとしております。

以上が経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

長谷川清君

(長谷川清君登壇、拍手)

○長谷川清君 民主党の長谷川清でございます。長い谷川は清いと書いて長谷川清と言います。

私は、民主党・新緑風会を代表し、経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案について、官房長官並びに厚生労働大臣に質問をいたします。

今日、我が国の金融、経済は極めて深刻な状況にあり、抜本的な経済対策による景気の回復が急務となっております。しかし、不良債権の抜本処理等の特別対策を緊急に進めれば、現在四%台後半で高どまりをしている失業率が一時的には急上昇するおそれがあると指摘されております。これまで積み重ねられてきました自民党政権の経済政策の失敗に伴う緊急措置とは言いながら、こうした緊急経済対策を実行すれば、我が国は、かつて経験したことのないほど産業構造の大転換に直面することが予想されております。

これを乗り切るには、まず、国民一人一人の不安や不信を解消し、安心してその能力を十分發揮し、働くことのできる環境をつくることこそ不可欠であります。あらかじめこうした緊急事態に対応できる社会的セーフティーネットを整備しなくて、景気の回復は望めませんし、あり得ません。日本経済の再生もまたあり得ないのでござります。このセーフティーネットは、イギリスが行ったように、人に対する投資を重点的に進めて労働の質を向上させることに資金を投入すべきであ

ります。安心こそ日本の元気の源であります。かかる視点に立って民主党は、雇用に対する安心の確保を目指して、一つには雇用保険制度の充実、そして職業能力開発支援制度の創設を提起しております。さらに、具体的には再チャレンジの教育の支援を行うこと、これらを制度化しようと提案いたしております。

官房長官並びに厚生労働大臣に質問をいたしました。

政府は、このセーフティーネットについて、緊急経済対策との関係においていかなる認識を持つていらっしゃるのか、官房長官にお伺いをいたします。

政府は、このセーフティーネットについて、緊急経済対策との関係においていかなる認識を持つていらっしゃるのか、官房長官にお伺いをいたします。

官房長官は、このセーフティーネットについて、緊急経済対策との関係においていかなる認識を持つていらっしゃるのか、官房長官にお伺いをいたします。

これまで政府は、この不況下にありますて数々の施策にもかかわらず、依然として厳しい状況となっております。特に最近では、今後の動向が再び危惧されるような状況も生じてきております。このことが国民の不安をさらに引き立てていることについて、私はこれを察知するを得ません。

先月末に発表されました政府統計資料によりますと、二月の完全失業率は四・七%と、前よりはわずかに低下をしておりますけれども、この完全失業率の低下は六ヵ月ぶりのこととなりており、四・七%という水準自体については依然として高いものであります。雇用失業情勢が改善したと見えて悪化する気配を感じさせるような兆候すら見られるのでござります。

例えば、時間外労働の規制強化にいたしましては、これからはあめとむちを本氣でやるという、そういう観点に立って時間短縮を完成させることであります。多様な雇用形態の推進などによりまして、ワーケーションを実現させ、失業を抑制せよという積極策をとるべきであります。さらにも、これからはあめとむちを本氣でやるという、その立場からいっても有効であり、有用であるからであります。

こうした長期雇用による熟練、キャリア形成の果たす役割的重要性を十分認識して、政府はその上に立って労働移動の支援策を行うべきであると思います。決して、雇用の維持安定というものの観点を見失つてはならないと思ひますが、厚生労働大臣、その認識をお聞かせいただきたい。

この労働移動増大への対応策としましては、単に労働力の需給調整機能の強化や移動前後の支援

への助成を強化するというだけではなくて、雇用にかかるセーフティーネットを充実させることが不可欠であると思います。むしろ、これの整備を先に行つて、その上で施策をのせるべきであると存じます。

具体的には、五点申し上げたいと思います。

一つには、個人のキャリア形成、教育訓練の受講機会の確保を行うということあります。二つには、移動後の公正な待遇を実現するための職業能力評価システムの整備を行うという点であります。三つ目には、安易な解雇を防止するための解雇手続に関するルールを整備しておくという点であります。四点目には、移動による労働者の利益を防止するための環境の整備を行うことあります。第五点については、パートのような雇用形態によって不当な差別が行われないためのルールを確立することあります。

これらのように、さまざまな問題がここにはあります。

厚生労働大臣は私が信頼をしている坂口厚生労働大臣でありますから、こうしたセーフティーネットの整備に向けてどのような方針で挑もうとしているのか、今申し上げましたそれについての具体的な問題について施策を講じていただくべき、前向きな答弁をいただきたいと考えております。

また、改正案につきまして、事業主は再就職援助計画の策定に当たっては労働組合等の意見を聞かなければならぬと規定してありますけれども、果たしてこれで十分でありますか。

例えば、再就職援助計画の認定に当たっては、

事業主の最大限の解雇回避の努力がなされたか否かというこの点が重要であり、判例で確立されま

した解雇の法理を踏まえたものであるかの確認を行った上において認定を行うようにするべきであると考えますが、これも厚生労働大臣としてのお考へを伺つておきたいのであります。

今回の法改正では、民間の事業主に募集、採用において年齢差別を行わないような努力義務が課せられております。しかしながら、リストラなどによりまして中高年労働者が解雇をされ、再就職活動を行う際、企業側が画一的な年齢制限を設けているがために応募すらできないという実態がここにあります。こうした不合理ともいえる状況を速やかにまず改善すべきことが断じて必要であると思ひます。

厚生労働大臣としまして、努力義務という規定の中で、これら差別を行わないように行なうことについての実効性の確保を、どのような工夫でもつて防ごうとしているのか、微妙なところであります。厚生労働大臣としましては、よりも増してこれを優先すべき課題であると思うのでござります。しかしながら、今回の法改正による雇用対策法から障害者の職業安定に関する規定が削除されることがあります。

障害者雇用促進法が別途存在をしていることから、政府としましては法令上の整理を行なうことがあります。

また、企業が差別を設ける背景の中には、中高年労働者の職業能力の問題というものが指摘されております。

在職中からの自発的な職業能力の向上を支援するための訓練、失業者が保有する職業能力を向上させるための訓練など、幅広い職業訓練の拡充を図るとともに、そうした職業訓練と紹介というものが一体となったときに地域サービスの創出が初めて生まれるのだと思います。さらにまた、IT

分野における最新の専門性の高い職業能力を身につけるための仕組みというものが必要になつておる考えます。こうした中高年齢者の能力開発の強化などについて、労働の質を高めるという視点から、誠意のある人、厚生労働大臣、この対処についてお伺いをするものでございます。

最後になりますが、障害者の雇用促進に関してお伺いします。

最後になりますが、障害者の雇用促進に関してお伺いします。

も不安を感じてゐるのでございます。このように、雇用を初めさまざまの分野において障害の人々が不安を感じているというのが事実でございます。この不安を一掃するよつた高い強化などについて、労働の質を高めるという視点から、誠意のある人、厚生労働大臣、この対処についてお伺いをするものでございます。

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 長谷川議員からのお尋ねにお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、雇用失業情勢についての認識、見通し、対策に関するお尋ねがございました。

現下の雇用失業情勢につきましては、一月の有効求人倍率が〇・六四となりまして、依然として予断を許さない状況にあると考えております。

政府といたしましては、経済を一日も早く本格的な回復軌道に乗せるよう努めるとともに、本日策定されました緊急経済対策に基づきまして、効率化改革に大胆に取り組んでいるところであります。

厚生労働省といたしましては、雇用情勢の変化に機動的、弾力的に対応するため、緊急経済対策に緊急雇用創出特別奨励金及び新規・成長分野雇用創出特別奨励金の拡充措置の延長、二番目としまして、中高年ホワイトカラーリエ職者向け訓練コースの充実やIT関連の能力開発、人材育成の推進等を取り上げ、また三番目といたしまして、中高年齢層を中心とした倒産、解雇等によりますところの離職者に対しまして、一般の離職者と比べて手厚い給付日数を確保することを内容とした雇用保険法改正法の円滑な実施等を盛り込んだところでございます。

障害者の方々にとってのみならず、私としまして

さらに、円滑な再就職を促進し、そして職業生活の全期間を通じて職業の安定を図つていただくために、本法案を早期に成立させていただくことが必要であると考えております。

今後とも、雇用の動向に十分注意を払いながら、雇用の安定に万全を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

従来の発想を変え、新たな観点からの対策を講じる必要があるのでないかとのお尋ねがございました。

経済・産業構造が大きく転換する中で、雇用をめぐる環境が大きく変化しており、従来と異なる新たな観点からの対応が必要であることも事実でございます。こうした変化を踏まえまして、現行の雇用対策を総合的に見直し、今後、離職を余儀なくされる労働者に対する在職中の計画的な再就職支援の促進、個人の主体的な能力開発の促進等を図る本改正法案を御提案するに至ったものでございます。

なお、労働時間短縮や多様な雇用形態の推進などによるワークシェアリングの実現につきましても、当面は労使を初めとして十分な議論を行い、社会的コンセンサスを形成していくことが重要であると考えております。

また、御指摘の地域の特性を生かした雇用創出を進めるという御趣旨は極めて重要であると認識をいたしております。このため、地域雇用開発等促進法の改正案につきましては、地方公共団体がこの趣旨に即して計画を策定することを期待しているものであります。また、国がこの計画に対し同意をする際にも十分配慮してまいりたいと考えております。

官 報 (号外)

労働移動を支援する際の雇用の維持安定についての認識についてのお尋ねがありました。

雇用の維持安定は、企業が事業活動を行う場合の大前提であるとの観点に立ちつつ、労働者が離職を余儀なくされる場合にはその円滑な再就職を支援するとともに、労働者の職業生活設計に即した自発的な能力開発を促進するなどにより、労働者の職業生活の全期間を通じてその職業の安定を図ついくことが必要であると考えております。

このような考え方に基づきまして、一般雇用対策法ほか関係法律について所要の整備を行なうとしたものでございます。

労働移動の増大への対応策としてのセーフティネットの整備について、五項目を挙げてお尋ねがございました。

個人のキャリア形成、教育訓練の受講機会の確保につきましては、労働者に対するキャリアコンサルティングを行ないますとともに、公共職業訓練の充実、教育訓練給付制度の効率的な運用を図つてまいります。

職業能力評価制度の整備につきましては、本改正法により、技能検定制度について民間機能のノウハウを十分活用できる仕組みとするほか、中長期的には業界労使等との協力をしつつ、ホワイトカラーも含めた適正な評価基準の確立を図つてまいります。

解雇につきましては、その理由、態様等は多様であることから、いわゆる整理解雇の四要件や合理的な理由を必要とするという裁判例の考え方を踏まえ、具体的な事情に応じ、労使間で十分話し合つていくべきものと考えております。今後とも、解雇に至る裁判例の考え方の周知を図つてま

ります。
移動による労働者の不利益を防止するための環境の整備につきましては、転職した場合でも持ち運ぶことのできる確定拠出年金の導入を図る法案について御審議をお願いしているところでございま

す。
中高年齢者の職業能力開発についてのお尋ねでございます。

パート等雇用形態による不当な差別が行われないためのルールの確立につきましては、パートタイム労働者と通常の労働者の待遇の均衡についての労使の一層の理解を深めるよう情報提供を行つてまいります。さらに、パートタイム労働研究会におきまして、処遇の均衡の問題を含め、今後のパート対策のあり方について検討を進めているところでございます。

再就職援助計画の認定についてのお尋ねがございました。
再就職援助計画は、関係労使が離職を余儀なくされるに至る諸事情を含めまして、離職を余儀なくされる労働者が発生することを了知した上で、事業主が当該労働者に対する再就職に向けての支援を有効かつ計画的に行なうためのものであります。公共職業安定所長は、その計画に記されている再就職援助措置が適切なものであるかについて判断をいたしまして認定を行なうものでございます。

年齢差別に係る努力義務規定の実効性の確保についてのお尋ねがございました。

この実効性を確保するため、事業主が適切に対処するために必要な指針を定めるとともに、公共職業安定所が中心となつて行なう求人年齢制限の緩和の指導を一層積極的に行なう所存であります。

なお、本規定を強化することにつきましては、我が国の雇用慣行にもかかる大きな問題である

ことから、国民各層の参加を得て開催する有識者会議において幅広く議論していただくことも含め、社会全体の合意を形成しつつ検討を進めていくべき問題であると考えているところでございま

す。
中高年齢者の職業能力開発についてのお尋ねでございます。

高年齢化の急速な進展に伴う職業人としての生涯の長期化により、就業ニーズの一層の多様化が見込まれることから、年齢にかかわらず働き続けることがができるようにするための職場環境整備等の諸施策と相ましまして、中高年齢者の能力の有効活用を図るための支援が必要であると考えております。

具体的には、中高年齢者がその経験や知識を十分に活用しつつ人材ニーズの変化に対応した職業選択が可能になるよう、職業生活の設計やこれに即した多様な教育訓練の受講機会の確保等の支援に努めてまいります。

また、今後の構造改革に伴う雇用情勢の変化に的確に対応する観点から、中高年ホワイトカラー離職者向けの訓練コースの充実や、基礎から高度に至るレベルごとのIT関連の能力開発等を推進してまいります。その際、各地域における公共職業安定所と公共職業能力開発施設とが密接に連携し、職業訓練を通じた中高年離職者の再就職支援に万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

以上、御答弁を申し上げました。(拍手)

(国務大臣福田康夫君登壇、拍手)
○国務大臣(福田康夫君) 長谷川清議員にお答えします。

雇用におけるセーフティーネットについての認識に関するお尋ねがございました。

我が国経済を本格的な景気回復に移行させるために構造改革を推進することが必要であります。が、これに伴い、雇用面のセーフティーネットの整備を図ることも当然必要であると考えております。

このため、本日策定された緊急経済対策には、中高年齢層を中心とした倒産、解雇等による離職者に対して手厚い給付日数を確保する雇用保険法改正法の円滑な施行、中高年ホワイトカラー離職者向け訓練コースの充実など、中高年離職者に重点を置いて雇用面のセーフティーネットを整備するための施策を盛り込んだところでございます。

次に、障害者の就業機会の保障のための取り組みについてのお尋ねでございますが、雇用対策法中の障害者の職業の安定に係る規定は、既に障害者雇用促進法に吸收され発展を遂げているところでございます。今回の改正後も政府の取り組みが後退することはございません。

今後とも、障害を持つ方々が不安を抱かれるとのないよう、ノーマライゼーションの理念の実現に向け、障害者の職業の安定を図るための施策を初め、各般にわたる障害者施策を強力に推進してまいります。(拍手)

○議長(井上裕君) 大脇雅子君。

[大脇雅子君登壇、拍手]

○大脇雅子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題になりました雇用対策法等改正法案について、関係大臣にお尋ねいたしました。

日本は、返すまでも立たない膨大な国債や地方債、十年たっても終着駅の見えない不良債権処理、慢性的デフレ圧力とゼロ金利政策の中で経済が低迷しています。かかる重要法案の質疑に責任者である総理が欠席している状況を強く抗議いたしました。

最初に、最近の経済財政状況に関する基本政策、基本認識についてお尋ねいたします。

ことし三月十六日、政府は、日本経済を緩やかなデフレにあると発表されました。

私は、平成十年十二月一日、参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会において宮澤大蔵

大臣に対し、公共事業によって景気回復を軌道に乗せる政策に大きな疑問を呈しました。卸売物価の下落が続いている景気が低迷し、日本経済が縮

小しつつあって、失業率のアップや賃金カットも行われている、今、日本はデフレがデフレを呼ぶデフレスパイアルの第一段階に到達しているので

はないかと指摘をいたしました。大臣は、ややデフレ現象である、その憂いは恐らく正しい、私もそう思います、ここで一番警戒しなければならないのは雇用であろうと述べられました。しかし、

打つべき基本政策としては、金を使ってディマンドを起こす財政運営を心がけるとの見解を示されました。

しかし、その後、消費者物価は平成十一年、十二年と戦後初めて二年連続して下落し、マクロの国民所得は平成九年三百九十二兆円を最高に減少傾向にあり、家計調査によれば、平成九年二・一に対し、平成十年はマイナス一・二、平成十一年はマイナス三・一、平成十二年も期待薄で二年連続して減少しています。

企業の厳しい人件費抑制姿勢は続いており、労働分配率もまた減少しています。企業利益の増加が雇用者の所得回復につながり、やがては下流の中小企業や労働者の個人消費を回復させるといういわゆる日銀ダム論も既に破綻しました。

現在は、一時的に有効求人倍率が上昇しても、失業率は四・七%に高どまりして雇用なき回復を示し、パート、アルバイト、派遣労働等の不安定雇用を含めて、正社員の賃金や賞与も上昇せず、明らかに賃金デフレの現象を示しています。

我が国は、緩やかなデフレではなく、既にデフレスパイアルの深刻な状況に入っているのではないかと指摘をいたしました。厳しい認識を国民にお示しにならなくてはなりません。日本が生きるか死ぬかの転機にあるという状況をすべての国民が共有するところから日本経済の再生の可能性が生まれてきました。財務大臣及び経済財政政策担当大臣に率直な答弁を求めます。

第二に、なぜかくも甘い見通しをし、状況を見誤り、有効な施策を講じずに漫然と時が過ぎたのですか。それに対する政府と大臣の責任について、財務大臣及び経済財政政策担当大臣にお尋ねいたします。

第三に、正しい状況認識に立った場合、本日、閣議決定された緊急経済対策の中核の雇用対策はどうなものなのでしょうか。

第四に、今回提出された改正法案は、労働者の主体的なキャリア形成を掲げ、労働需給のミスマッチを解消し、かつ失業なき労働移動に対する支援策を打ち出しています。失業なき労働移動は、もとより自発的、非自発的理由を問わず、移動する労働者にとってでき得る限り自己の希望する業種や職種への雇用の可能性が保障されなければなりません。

そして、注意を喚起したいのは、だれもがその職業生活を通じていかなる差別もされることなく、公正な労働条件の保障を受けつつ、職業と家族的責任の両立をさせながら安心して仕事がで

戸のやみの中に浮き沈みしているのです。こうした状況に対応する具体的かつ有効な雇用対策として、政府は今何を用意していますか。厚生労働大臣にお尋ねいたします。

例えば、倒産企業における積極的に労働者のキャリアを生かした企業再建への援助策、雇用保険の再度の見直しによる給付期間の延長、失業者を雇用した企業に対する大胆な賃金援助策など、人情味のある効果的なセーフティーネットなしサポートネットを用意し、働く人々に温かい手を差し伸べなければなりません。

世界でも例を見ない少子高齢社会の到来に直面している日本では、雇用の確保とともに、IT等さまざまな成長分野、福祉・教育分野における雇用の創出に加えて、特に各地で展開されている協同労働の協同組合、ワーカーズコープやNPO等による活動に対し、若者にも中高年労働者の雇用にも新分野を切り開く新しい雇用政策こそ今最も重要なと考えます。厚生労働大臣、文部科学大臣、いかがお考えでしょうか。

第五に、今回提出された改正法案は、労働者の主体的なキャリア形成を掲げ、労働需給のミスマッチを解消し、かつ失業なき労働移動に対する支援策を打ち出しています。失業なき労働移動は、もとより自発的、非自発的理由を問わず、移動する労働者にとってでき得る限り自己の希望する業種や職種への雇用の可能性が保障されなければなりません。

き、自己のキャリアを高めることができるという安心の確保こそ重要だということあります。

この法案が労働者個人の自己責任を強調するだけのものとならないよう、使用者が積極的な役割と責任を果たすべきことの重要性を確認したいと思います。

今回の改正法案は、どのように使用者が責任を果たす構造になっているのか、そのためのイニシアチブを政府はどうのようにとるかとされているのか、厚生労働大臣にお尋ねします。

(号外)

官 報

第五に、本改正法案には募集・採用時に年齢にかかわりなく均等な機会を与えるよう努めるという事業主の努力義務を規定しました。年齢別の有効求人倍率を見れば、この規定の意義と社会に及ぼす影響は評価できると思います。

そして、このような年齢差別禁止の意義は、中高年労働者だけではなく、パート労働や派遣労働で働く女性労働者に対する三十五歳の壁にも有効な施策として機能していってほしいものです。法的、社会的背景の相違はあっても、年齢差別禁止法を持つアメリカ、労働移動を前提として厳しい均等待遇の枠組みを規定するEU指令等と比較したとき、日本の法制度は大きくおくれをとっています。今回の努力義務規定を足がかりに、パート労働、派遣労働等、雇用形態に基づくあらゆる差別の禁止、均等待遇の原則を実現することが日本雇用の活性化のために非常に重要な課題だと考えますが、厚生労働大臣、いかがでしょうか。

第六に、今回の法改正は、三十人以上の人員整理を行おうとする雇用主に対し再就職援助計画の作成を義務づけています。このことを理由に、リストラ、特に解雇に対する企業の経営責任や経営

努力を免責することではありません。

雇用主が雇用責任をきちんと果たすべきことをどのように確保していくおつもりか、その指導などをどのように現場で徹底していくのか、厚生労働大臣に覚悟と決意をお尋ねして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣坂口力君登壇、拍手〕

○国務大臣(坂口力君) 大脳議員にお答えを申し上げたいと存じます。

本日策定されました緊急経済対策の中の雇用対策についてのまことに尋ねがございました。

この対策につきましては、不良債権のオフバラ

ンス化等構造改革に伴います雇用情勢の変化に機動的、弾力的に対応をしますため、特に中高年齢者の離職者に重点を置きまして雇用面のセーフティーネットを整備することの対策を盛り込んでおります。

具体的には、中高年の非自発的失業者等の雇い入れに対します助成を行います緊急雇用創出特別

奨励金の要件の緩和及び対象労働者の拡充措置、並びに新規・成長分野雇用創出特別奨励金の拡充措置の延長、中高年のホワイトカラー離職者向けの訓練コースの充実等も盛り込んでおりま

す。三番目には、中高年齢層を中心としたしまし

た倒産、解雇等による離職者に対しまして、一般

の離職者と比べて手厚い給付日数を確保すること

を内容とした雇用保険法改正法の円滑な実施を掲げているところです。

また、本日御審議いただいております雇用対策法等の改正法案につきましても、早期に成立させ

ていただき、これらの施策を効果的に活用することを期待いたします。

とも盛り込まれているところでございます。

二番目に、雇用機会の確保と並んで安定した市民の生活が可能となる雇用政策についてのお尋ねがございました。

育児の分野においては新エンゼルプランの実施によります、また介護分野においてはゴール

ドプラン21の実施によりまして雇用の創出、増加が見込まれているところでございます。

これらにIT分野を加え、今後成長を見込まれる分野について良好な雇用機会を創出しまして着実な就職促進を図つてしまりたいと思います。

介護関連事業主による新たな介護サービスの提供等に伴う労働者の雇い入れ、雇用管理の改善等に対する支援、それから医療・福祉関連分野を初めとした新規・成長十五分野などの事業主が労働者を前倒しして雇い入れる際の支援、創業や異業種への進出を行います中小企業の事業主が労働者を雇い入れる際の支援等の施策を講じてきておりまして、平成十三年度予算におきましても所要の経費を確保しているところでございます。

さらに、ワーカーズコープでありますとかあるいはNPO等を含めた多様な働き方を前提とした就業環境の整備は、地域における安定した生活にとっても重要であると考えております。こうした新たな雇用の機会に若い世代だけでなく中高年齢の労働者の就職を促進することも重要なと考えております。これらの施策を着実に推進することが定めた市民生活の実現にも資するものと考えています。

政府としては、これらの事業主が講すべき措置規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者が相当数生じる場合に、事業主に対しても再就職援助計画を作成することを義務づけております。事業主は、この計画に基づく在職中からの再就職援

助措置を講ずることとしております。

政府としては、これらの事業主が講すべき措置が的確に行われるよう、事業主に対し、キャリア形成支援に係る指針の策定を初め、必要な指導、助成等を行つてまいりたいと考えております。

雇用形態に基づくあらゆる差別の禁止についての尋ねがございました。

増加するパートタイム労働や派遣労働につきましては、その就業条件の整備を進めていくことが重要であると考えます。このため、パートタイム労働対策や派遣労働対策として、適正な労働条件の確保や雇用管理の改善等を図るための施策を推進しているところであり、今後とも、雇用形態の多様化に対応する就業条件の整備に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、再就職援助計画と雇用主の雇用責任についてのお尋ねがありました。

本法案は、離職を余儀なくされる労働者の再就職促進を目的とするものであり、再就職援助計画を制度化することによって、かえって事業主の雇

労働者のキャリア形成については、本法案において、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力開発を促進することを事業主の責務とするとともに、事業主が必要に応じて、労働者に対する情報提供、相談その他の援助を行う、また配置その他の雇用管理についての配慮を行うこととしているところでございます。

また、失業なき労働移動につきましては、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者が相当数生じる場合に、事業主に対しても再就職援助計画を作成することを義務づけております。事業主は、この計画に基づく在職中からの再就職援助措置を講ずることとしております。

他の雇用管理についての配慮を行うこととしているところでございます。

用維持に対する努力を阻害することのないよう配慮する必要があると考えております。このため、再就職援助計画におきましては、計画作成に至る経緯等を記載していただきことを予定しておりますほか、その作成に際しましては労働組合等の意見を聞かなければならないこととし、この点につきましては本法案にも明示しているところであります。

以上、五項目につきまして御答弁を申し上げました。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 経済の現状でござりますが、個人消費はやはり横ばいの状態が続いておりまして、厳しい状況を脱しておらない現状であります。企業部門はかなり以前から活発に動いておりますが、しかし、もうかなり長いこと活況に転じておりますので、ややこのところ弱含んでいるという現状でございます。したがいまして、景気の改善には足踏みが見られるというのが現状でござります。

こういう中で、御承知のようなアメリカ経済の変化等がございまして、現況にかんがみて、過般、日本銀行がかなり思い切った金融措置を決定され、実施に入りました。また、政府・与党におきましても、本日、緊急経済対策を決定いたしました。速やかに実施することを決めたところでございます。

このような我が国の経済の最大の問題は、やはり企業活動がかなり活発になつたにもかかわらず、それが雇用、家計に反映するのに時間を使ひ

てゐることでござります。

雇用の方は、統計的には多少、有効求人倍率など上がっておりますけれども、どうもやはり賃金という雇用の方がやや、賃金の問題がございましたために、両方が犠牲になる関係になっておるということではないかと思いまして、家計が伸びておりませんことが十分な成長を阻害しておる実情でござります。

ただ、四半期ごとに検討をいたしますと、ちょうど先週終わりました平成十三年の一一三月期、最後の期でございますが、これにはまだ統計が出てまいりますのに時間がかかるておりますが、かなりの成長が見込まれているように看取をいたしております。政府は平成十二年度一・二%の成長を計画しておりますが、それは可能であろうと。

ややその程度の景気の動きはあるということは申上げられるかと存じますが、先ほど申しますたような金融政策あるいは緊急対策によりまして、なおそれを促進してまいらなければなりません。

と考えております。(拍手)

〔國務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(麻生太郎君) 最近の経済状況の基本的認識についてのお話をいただきました。

私ども内閣府としては、去る三月の月例経済報告におきましても、これは日本では戦後初めてのことだとは思いますが、一年連続、消費者物価が前年度比を下回るということは極めて異例なことであります。

もあるとは思いますが、国際的に見てても歴史的に見ても、これはデフレの定義というもの、従来い

るいろいろ学説がございましたけれども、持続的な物価下落をデフレーション、デフレは日本語でデフレーションが多分英語になっているんだと思いま

すが、デフレといふこの定義がいろいろございましたんですが、持続的な物価下落とした上で、現在の日本の経済は緩やかなデフレにあるということをはっきりさせていただいたところであります。

景気の現状につきましては、これはアメリカの経済というものが私たちの予測をはるかに上回って減速をいたしております関係もありますので、それに伴いまして日本から輸出や生産がそれに関連して落ち込んでおります。

そういったことで、景気の改善には足踏みが見られる。先ほど宮澤大臣からも同じ御答弁があつておりますけれども、そういう表現に下方修正をさせていただいておりまして、先行きにつきま

して、アメリカの経済の減速や、設備投資が今まで順調に伸びておりましたが少し陰りが見られてきておりますので、そういうことなどなど、懸念すべき点が見られると指摘をしたところ

であります。

その後公表されております日銀の短観におきま

して、企業の景況感を示すいわゆる業況判断といふものが製造業を中心前に回と比べて悪化をしてきておりますので、そういう意味で動きが弱いところでありますので、このような動きを踏まえながら、四月に出します月例経済報告におきましては、この判断に基づいて検討させていただかねばならぬと思っております。

また、これまでの経済見通し等々の御意見があつておきましたけれども、これまでも経済対策

官 報 (号外)

なお、本法律案に対し六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

百八十四

○

賛成

反対

○議長(井上裕君) よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(井上裕君) 日程第三 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長中島真人君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○中島真人君 ただいま議題となりました障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法

等の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申しあげます。

本法律案は、障害者の社会経済活動への参加の促進等を図るために、医師等の資格制度、薬局開設等の許認可要件等において、障害を特定して、資格等を与えないこととしている欠格事由について、障害を特定せず、業務を行なう能力に応じて資格等を与えることとする等、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るほか、医療関係資格の中では現在守秘義務規定が設けられていない保健婦、看護婦、准看護婦及び歯科技工士について守秘義務規定を整備するものであります。

○議長(井上裕君) これより修正議決することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

百八十六

○

賛成

反対

○議長(井上裕君) よって、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(井上裕君) 質疑を終局した後、自由民主党・保守党・民主黨・新緑風会・公明党・日本共産党・社会民主党・護憲連合・二院クラブ・自由連合・さきがけ環境会議を代表して亀谷理事より、附則に、施行後五年を日途とする検討条項を追加する旨の修正案が提出されました。

順次採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はそれぞれ全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

出席者は左のとおり。

午前十一時十六分散会

議員

議長

副議長

井上

裕君

高橋

令則君

岩本

保君

山本

莊太君

加藤

修一君

世耕

弘成君

中島

真人君

中島

真人君

登壇

拍手

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたしました。

議員

議長

副議長

井上

裕君

高橋

紀世子君

沢

たまき君

海野

義孝君

吉村

剛太郎君

片山

虎之助君

山崎

正昭君

中曾根

弘文君

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたしました。

議員

議長

副議長

井上

裕君

上野

公成君

加藤

三男雄君

野間

赳君

松谷

蒼一郎君

吉村

剛太郎君

清水

達雄君

田中

直紀君

佐藤

泰三君

須藤

良太郎君

山崎

洋介君

益田

洋介君

鈴木

正孝君

高野

博師君

大森

礼子君

渡辺

秀央君

山下

栄一君

鶴保

庸介君

椎名

素夫君

風間

紀君

佐藤

訓弘君

森本

晃司君

月原

茂皓君

山下

英利君

森田

次夫君

仲道

俊哉君

若林

正俊君

統

鶴岡

洋君

星野

朋市君

岩井

國臣君

日出

英輔君

浜田

卓二郎君

鶴岡

洋君

入澤

肇君

浜津敏子君

浜田

英輔君

常田

享詳君

依田

智治君

釜本

邦茂君

鈴木

政二君

森下

博之君

岩永

浩美君

佐藤

泰三君

山下

善彦君

田中

直紀君

松田

岩夫君

須藤

良太郎君

山崎

正昭君

中曾根

弘文君

江本	佐藤	藤井	柳田	菅川	高嶋	海野	佐藤	内藤	木俣	羽田雄一郎君	石井	久世
孟紀君	泰介君	俊男君	稔君	健二君	良充君	徹君	雄平君	正光君	充君	佳丈君	道子君	公堯君
佐藤	佐藤	櫻井	櫻井	西田	岩崎	竹山	吉宏君	純三君	裕君	安正君	保坂	三藏君
佐藤	佐藤	木俣	木俣	柳川	柳川	矢野	哲朗君	成瀬	守重君	宮崎	真人君	宏一君
江本	江本	高嶋	高嶋	高嶋	高嶋	高嶋	高嶋	高嶋	高嶋	南野知恵子君	龟井	青木

上杉	勝嗣君	関谷	
光弘君	陣内	孝雄君	
景山俊太郎君	有馬	朗人君	
山内	俊夫君	笛野	貞子君
久野	恒二君	谷川	秀善君
長峯	基君	海老原義彦君	
大島	慶久君	河本	英典君
鎌田	要人君	石渡	清元君
鴻池	祥肇君	清水嘉与子君	
河本	正昭君	倉田	寛之君
谷林	彰君	坂野	重信君
斎藤	十朗君	浅尾慶一郎君	
倉田		福山	哲郎君
坂野		郡司	良一君
斎藤		小宮山洋子君	
倉田		小川	敏夫君
坂野		本田	良一君
斎藤		今泉	昭君
倉田		峰崎	直樹君
坂野		岡崎トミ子君	
斎藤		川橋	

國務大臣	長谷川 清君	角田 義一君	寺崎 昭久君
	足立 良平君	勝木 健司君	直嶋 正行君
	千葉 景子君	江田 五月君	西川きよし君
	久保 亘君	宮本 岳志君	中村 敦夫君
	黒岩 秩子君	八田ひろ子君	照屋 寛徳君
大門実紀史君	島袋 宗康君	大沢 辰美君	阿部 幸代君
	小泉 親司君	大脇 雅子君	西山登紀子君
	石井 一二君	吉川 春子君	吉岡 達郎君
	井上 美代君	笠井 亮君	富樫 練三君
	須藤美也子君	渕上 貞雄君	日下部謙代子君
	畠野 君枝君	松前 貞典君	坂口 英夫君
	堀岩 利和君	吉岡 吉典君	川口 順子君
	岩佐 恵美君	達郎君	宮澤 喜一君
文部科学大臣	橋本 敦君	芳生君	町村 信孝君
厚生労働大臣	山本 正和君	英夫君	坂口 力君

大臣政務官	厚生労働大臣政 務官	阿南 一成君	奥山 茂彦君	福田 康夫君
國務大臣 (國家公安委員會委員長)	國務大臣 (經濟財政政策担当大臣)	佐々木知子君	伊吹 文明君	
國務大臣 (經濟財政政策担当大臣)	國務大臣 (經濟財政政策担当大臣)	林 紀子君	麻生 太郎君	
外交防衛委員 辭任	法務委員 辭任	竹村 泰子君	市田 忠義君	吉田 之久君
外交防衛委員 辭任	法務委員 辭任	竹村 泰子君	市田 忠義君	
		小山 峰男君	小山 峰男君	
		市田 忠義君	市田 忠義君	
		練三君	芳生君	

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

知した。

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合

辭任 欠補

センター法の一部を改正する法律

田浦直君著
國會法第二項規定による

國会法第三項の規定によるもの

決算委員
辭任
久野 恒一君
岩井 捕欠
國臣君

柳田 稔君　吉田 之久君
島袋 宗康君　佐藤 道夫君

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律
昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任
を許可し、その補欠を指名した。

堀 利和君
浜四津敏子君
松崎 俊久君
益田 洋介君

朝日
俊弘君

回向議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

報 (号外)

官

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案
案
同日議員から次の質問主意書が提出された。
外国人、母子家庭、障害者等の入居差別に関する質問主意書(高嶋良充君提出(第一五号))
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

文教科学委員	厚生労働委員	鴻池	大島	辭任
祥馨君	山下 栄一君	祥馨君	慶久君	辭任
田村 公平君	浜四津敏子君	田村 公平君	世耕 弘成君	補欠
補欠	補欠	補欠	補欠	補欠

		国家基本政策委員
		辞任
予算委員		
辭任		
亀井 郁夫君	岸 宏一君	田浦 直君
佐藤 勝年君	昭郎君	金田 勝年君
金田 勝年君		片山虎之助君
岸 宏一君		岸 宏一君
補欠		

全権委員会議(千九百九十四年京都)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジユネーヴ)を改正する文書(全権委員会議(千九百九十八年ミネアポリス))において採択された改正)及び全権委員会議(千九百九十四年京都)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジユネーヴ)を改正する文書(全権委員会議(千九百九十八年ミネアポリス))

平成十三年四月六日 参議院会議録第十七号 議長の報告事項

において採択された改正)の締結について承認を求めるの件(閣案第一二号)

平成十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(第百五十回国会提出、衆議院継続審査)

平成十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(第百五十回国会提出、衆議院継続審査)

平成十年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(第百五十回国会提出、衆議院継続審査)

平成十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(第百五十回国会提出、衆議院継続審査)

平成十一年度一般会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(第百五十回国会提出、衆議院継続審査)

平成十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(第百五十回国会提出、衆議院継続審査)

平成十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(第百五十回国会提出、衆議院継続審査)

平成十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(第百五十回国会提出、衆議院継続審査)

平成十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(第百五十回国会提出、衆議院継続審査)

平成十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(第百五十回国会提出、衆議院継続審査)

平成十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(第百五十回国会提出、衆議院継続審査)

平成十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(第百五十回国会提出、衆議院継続審査)

平成十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(第百五十回国会提出、衆議院継続審査)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(簡法第三三号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案(細川律夫君外二名提出)(衆第一四号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(簡法第三三号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第八二号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(簡法第三三号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案(細川律夫君外二名提出)(衆第一四号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十三年三月十五日

衆議院議長 綿貫 民輔

環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年四月五日

環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年四月五日

環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年四月五日

環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(簡法第三三号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案(細川律夫君外二名提出)(衆第一四号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

第一節 特別な職

(地球環境審議官)

第六条 環境省に、地球環境審議官一人を置く。

掌務に係る地球環境保全に関する事務その他の事務のうち、国際的に取り組む必要がある事項に関する事務を総括整理する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、第十一条の次に一章を加える改正規定及び次条の規定は、同年十月一日から施行する。

第二条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(簡法第三三号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案(細川律夫君外二名提出)(衆第一四号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

第三章 第一節 特別な職

(地球環境審議官)

第二条 地球環境審議官は、命を受けて、環境省の所務に係る地球環境保全に関する事務その他の事務のうち、国際的に取り組む必要がある事項に関する事務を総括整理する。

第三条 環境省に置かれる地球環境審議官は、命を受けて、環境省の所務に係る地球環境保全に関する事務その他の事務のうち、国際的に取り組む必要がある事項に関する事務を総括整理する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、第十一条の次に一章を加える改正規定及び次条の規定は、同年十月一日から施行する。

第二条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(簡法第三三号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案(細川律夫君外二名提出)(衆第一四号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

第三章 第一節 特別な職

(地球環境審議官)

第三条 環境省に置かれる地球環境審議官は、命を受けて、環境省の所務に係る地球環境保全に関する事務その他の事務のうち、国際的に取り組む必要がある事項に関する事務を総括整理する。

第四条 環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(簡法第三三号)

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者が受けた心身の被害の早期の軽減に資するため、犯罪被害者等給付金として新たに重傷病給付金を支給するとともに、障害給付金の支給対象となる障害の範囲を拡大するための規定等を整備するほか、警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長がこれらの方に對してとるべき援助の措置、当該被害の早期の軽減に資する事業を行う犯罪被害者等早期援助団体の指定等に関する規定を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

二、費用

本法律施行のため、平成十三年度一般会計予算に犯罪被害給付に必要な経費として、犯罪被害給付金九億十四百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一、重傷病給付金の創設等を始めとする今回の改正内容を踏まえた犯罪被害給付制度等全般について、国民への周知徹底を図ること。
二、外国における邦人間の犯罪被害等に係る犯罪被害給付制度の適用については、今後引き続き注視していくこと。

三、親族間の犯罪に係る支給制限については、深刻化するDV(ダメスティック・バイオレンス)

等の現状及びこれに対する世論の動向を踏まえつつ、今後その在り方について検討を行うこと。

四、精神的な障害、特にPTSD(心的外傷後ス

トレス障害)については、その症状の重大さにかんがみ、他の災害補償制度との均衡及び医療実務の動向に配慮しつつ、障害等級への適用を適切に行うよう努めること。

五、犯罪被害者等早期援助団体への被害者等に係る情報の提供に當たっては、被害者等のプライバシーの保護に十分留意すること。

六、犯罪被害者等の福祉の増進を図る観点から、諸外国における例も参考にしつつ、犯罪被害者等に対するさらなる施策の充実について検討を行うとともに、警察を始め、関係行政機関、民間援助団体等による総合的支援体制の推進に努めること。

右決議する。

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十三年三月二十二日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案

犯罪被害者等給付金の種類等

第三十一条の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「重障害を受けた」を「重傷病を負い若しくは障害が残った」に改め、「国が」を削り、「支給することに規定するものを」を「支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかにこれらの者を援助するための措置を講ずることにより、犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的」に改める。

第二条第一項中「又は重障害をいう」を「重傷病又は障害をいい、犯罪行為の時は又はその後における心身の被害であつてその後の死」、重傷病又は障害の原因となり得るものと含むに改め、同条第三項中「遺族給付金」の下に「重傷病給付金」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「重障害」を「障害」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「犯罪被害等」とは、犯罪被害及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族が受けた心身の被害をいう。

3 この法律において「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、当該負傷又は疾病的療養の期間が一月以上であったことその他政令で定める要件を満たすものをいう。

第四条を次のように改める。

(犯罪被害者等給付金の種類等)

第四条 犯罪被害者等給付金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に對して、一時金として支給する。

一、重族給付金 犯罪行為により死亡した者の

第一順位遺族(次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう。)

二、重傷病給付金 犯罪行為により重傷病を負つた者

三、障害給付金 犯罪行為により障害が残つた者

四、重族給付金及び重傷病給付金 第七条中「犯罪被害を原因」として「遺族給付金(第九条第二項に規定する被害者負担額に係る部分を除く。)及び障害給付金は、それぞれ死亡及び障害を原因として、」に改め、「犯罪被害者等給付金」を削り、同条に次の二項を加える。

2 重傷病給付金及び遺族給付金(第九条第二項に規定する被害者負担額に係る部分に限る。)は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、被害者に対し、同項に規定する法律以外の法令(条例を含む。)の規定により療養に関する給付(同項に規定する期間におけるものに限る。)が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。

第九条中「犯罪被害者等給付金」を「遺族給付金」に改め、「遺族給付金にあつては」、「障害給付金にあつては障害の程度を基準とし」及び「(遺族給付金の支給を受けるべき遺族が一人以上あるときは、その人数で除して得た額)」を削り、同条に次の二項を加える。

1 この法律において「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、当該負傷又は疾病的療養の期間が一月以上であったことその他政令で定める要件を満たすものをいう。

2 この法律において「重族給付金」を「遺族給付金」に改め、「遺族給付金にあつては」、「障害給付金にあつては障害の程度を基準とし」及び「(遺族給付金の支給を受けるべき遺族が一人以上あるときは、その人数で除して得た額)」を削り、同条に次の二項を加える。

一一一

2 重傷病給付金の額は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての被害者負担額

(当該犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかりた日から起算して政令で定める期間を経過するまでの間における療養に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額から、

健康保険法(大正十一年法律第七十号)その他の政令で定める法律の規定により当該被害者が受け、又は受けることができた当該期間における療養に関する給付の額を控除して得た額当該被害者がこれらの法律の規定による療養に関する給付を受けることができない場合その他政令で定める場合にあつては、当該控除して得た額に相当するものとして政令で定める額)をい

う。次項において同じ。)とする。

3 被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合における遺族給付金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該療養についての被害者負担額を加えた額とする。

4 遺族給付金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、遺族給付金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。

5 障害給付金の額は、第一項に規定する給付基礎額に、障害の程度を基準として政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

第十一条第二項中「犯罪被害の」を「犯罪行為による死」、「重傷病又は障害の」に、「犯罪被害が」を「死」、「重傷病又は障害が」に改める。

第十二条に次の二項を加える。

3 被害者について重傷病給付金又は障害給付金

を支給する旨の裁定があつた後に当該被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、国は、当

該重傷病給付金又は障害給付金の額の限度において、当該被害者の死亡に係る遺族給付金を支給する責めを免れる。

第十二条に次の二項を加える。

5 仮給付金の支給を受けた被害者又は遺族について、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定がある前に当該被害者又は遺族が死亡したときは、国は、当該仮給付金の額の限度において、当該被害者の死亡に係る遺族給付金又は当該遺族が支給を受けようとしていた遺族給付金と同一の犯罪被害を支給原因とする遺族給付金を支給する責めを免れる。

第二十三条を第二十五条とし、第二十二条を第二十四条とし、第二十二条の次に次の二条を加える。

(被害者等に対する援助)

第二十二条 警視総監若しくは道府県警察本部長

又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)

は、犯罪被害等の早期の軽減に資するための措

置として、被害者又はその遺族(以下「被害者等」という。)に対し、情報の提供、助言及び指

導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行う

よう努めなければならない。

4 警察本部長等は、前項の規定に基づき警察

方法により被害者等を援助すること。

2 国家公安委員会は、前項の規定に基づき行う

事業を行うに当たつては、第一項の指定を受けな

いで、公安委員会指定という文字を冠した名称

を用いてはならない。

3 警察本部長等は、第一項の規定に基づく措置

をとるに当たつては、関係する機関の活動との連携及び調和の確保に努めなければならない。

(犯罪被害者等早期援助団体)

第一十二条 公安委員会は、犯罪行為の発生後速やかに被害者等を援助することにより当該犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的として設立された當利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確實に行うことできると認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行ふ者(以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。)として指定することができる。

2 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業であつて犯罪被害等の早期の軽減に資するものを行ふものとする。

1 被害者等に対する援助の必要性に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。

2 犯罪被害等に関する相談に応ずること。

3 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が第十条第一項の規定に基づき行う裁定の申請を補助すること。

4 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により被害者等を援助すること。

5 被害者等を援助する者は、前項に規定する事

業を行うに当たつては、第一項の指定を受けな

いで、公安委員会指定という文字を冠した名称

を用いてはならない。

6 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の規定を取り消すことができる。

7 犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならない。

8 犯罪被害者等早期援助団体は、第二項に規定する業務の遂行に当たつては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これら

の活動との調和及び連携を図らなければならぬ。

9 第二項の指定の手続その他犯罪被害者等早期援助団体に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

3 本則に次の二条を加える。

(罰則)

第二十条 第二十三条第七項の規定に違反した

者は、二十万円以下の過料に処する。

第二十一条 第二十三条第二項の規定に違反した

者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

第一条 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、第二十三条を第二十五条と

る。

5 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の財政の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

6 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の規定を取り消すことができる。

7 犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならない。

8 犯罪被害者等早期援助団体は、第二項に規定する業務の遂行に当たつては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これら

の活動との調和及び連携を図らなければならぬ。

9 第二項の指定の手続その他犯罪被害者等早期援助団体に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

3 本則に次の二条を加える。

(罰則)

第二十条 第二十三条第七項の規定に違反した

者は、二十万円以下の過料に処する。

第二十一条 第二十三条第二項の規定に違反した

者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

第一条 この法律は、平成十三年七月一日から施

行する。ただし、第二十三条を第二十五条と

し、第二十二条を二十四条とし、第二十一条の次に二条を加える改正規定及び本則に二条を加える改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(以下「新法」という。)第四条、第七条及び第九条から第十二条までの規定は、この法律の施行の日以後に行われた犯罪行為(新法第二条第一項に規定する犯罪行為をいう。以下同じ。)による死亡、重傷病(新法第三条第三項に規定する重傷病をいう。)又は障害(新法第一条第四項に規定する障害をいう。)について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は重障害(この法律による改正前の犯罪被害者等給付金支給法第一条第二項に規定する重障害をいう。)については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六百六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 犯罪被害者等給付金支給法(昭和十五年法律第三十六号)の項中「犯罪被害者等給付金支給法」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改める。

(警察法の一部改正)

第四条 警察法(昭和二十九年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項中「犯罪被害者等給付金支給法」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改める。

審査報告書

右は全会一致をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るために医師法等の一部を改正する法律案

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、障害者の社会参加と平等、人権の尊重という今次制度改正の根本理念の具現化に向け、政府は終期の迫った「障害者対策に関する新長期計画」及び「障害者プラン・ノーマライゼーション七か年戦略」を完全達成するとともに、引き続き次期計画及び整備目標を策定し遅滞なき総合的な障害者施策の推進に最大限の努力を講ずること。

二、我が国本格的なIT社会への展開に際し、新たな技術革新が障害者の資格取得や就業における格差を生じすことのないよう、デジタル・ディバイドの解消とユーバーサルデザインの普及・普遍化に努めること。

三、各種資格試験等においては、これが障害者にとって欠格条項に代わる事実上の資格制度や障壁とならないよう、点字受験や口述による試験の実施等、受験する障害者の障害に応じた格別の配慮を講ずること。

四、大学・専門学校等の教育・養成機関が、受験と教育の両面において必ずしも障害者に開かれではない現状にかんがみ、これら教育・養成機関での障害者に配慮した受験制度及び就学環境の改善を進め、障害者の資格取得支援のための条件整備について所要の措置を講すること。

五、本法改正を実効あるものとする観点から、障害及び障害者の機能を補完する機器の開発、職

平成十三年四月五日
参議院議長 井上 裕殿
厚生労働委員長 中島 真人

附則第七条を附則第八条とし、附則第一条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、附則第一条の次に次の二条を加える。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を日途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘査して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一、委員会の決定の理由
要領書
二、本法律案は、障害者の社会経済活動への参加の促進等を図るため、医師等の資格制度、薬局開設等の許認可要件等において定められている障害者に係る欠格事由の適正化等を図ろうとするものであり、妥当な措置と認めるが、附則の実施等、受験する障害者の障害に応じた格別の配慮を講ずること。

三、大学・専門学校等の教育・養成機関が、受験と教育の両面において必ずしも障害者に開かれではない現状にかんがみ、これら教育・養成機関での障害者に配慮した受験制度及び就学環境の改善を進め、障害者の資格取得支援のための条件整備について所要の措置を講すること。

四、本法改正を実効あるものとする観点から、障害及び障害者の機能を補完する機器の開発、職

右決議する。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るために医師法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成十三年三月十六日

内閣総理大臣 森 喜朗

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案

(医師法の一部改正)
第一条 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「、被保佐人、目が見えない者、耳が聞こえない者又は「がきけない者」を「又は被保佐人」に改める。

第四条中「左の各号の一に」を「次の各号のいづれかに」に改め、同条第三号中「外」を「ほか」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同条第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

第五条第一項中「免許は」の下に「、医師国家試験に合格した者の申請により」を加え、「、これをなす」を「行う」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二 厚生労働大臣は、医師免許を申請した者について、第四条第一号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該

申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第七条第二項中「一に」「いづれかに」に改め、同条第三項中「疾病がなおり、又は改しゆんの情が顕著であるとき」を「その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたところが適当であると認められるに至つたとき」に改める。

第十三条及び第十四条 削除

第三十一条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号のいづれかに該当する者は、三年以下のお懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条第一項第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第一項中「これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する」を「三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第六条第一項中「免許は」の下に「、医師国家試験に合格した者の申請により」を加え、「、これをなす」を「行う」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十二条を次のように改める。
第三十二条を次のように改める。
第三十三条 第七条第一項の規定により医業の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、医業を行つたものは、一年以下

に改め、本則中同条を第三十三条の二とし、第三十三条の次に次の二条を加える。

第三十三条 第三十条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部改正)

第二条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十七条)の一部を次のように改める。

第三条中「一に」「いづれかに」に改め、第二号を削り、同条第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の二号を加え。

第三条中「一に」「いづれかに」に改め、第二号を削り、同条第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の二号を加え。

第三十二条を次のように改める。
第三十二条を次のように改める。
第三十三条 第八中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「妨げ」を「妨げ、」に改め、同号を同条第四号とし、同号の前に次の二号を加える。

第三十三条 第八中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「妨げ」を「妨げ、」に改め、同号を同条第四号とし、同号の前に次の二号を加える。

第三十三条 第八中「二十万円」を「三十万円」に改め、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同条第三号中

「規定に基づく業務停止の処分に違反した者」を「規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 第九条の二第一項又は第二項(第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第十条第一項(第十二条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第七条の二第一号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第六条の規定に違反した者

第十三条の七第二号を同条第三号とする。

第十三条の六第一項中「一」を「いすれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第一項中「前項第四号」を「前項第三号」に改め、同条を第十三条の五中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十三条の六とする。

第十三条の四中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十三条の五とし、第十三条の三の次に次の二号を加える。

第十三条の四 第一条第六項又は第三条の九の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十四条を削り、第十四条の二中「第十三条の七第一号若しくは第四号又は前条第一号若しくは第三号」を「第十三条の八第一号又は第五号から第七号まで」に改め、同条を第十四条とす

る。

(理容師法の一部改正)

第三条 理容師法(昭和二十一年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「免許は」の下に「理容

師試験に合格した者の申請により」を加える。

第七条第一号を次のように改める。

第一条の二第一項中「一」を「いすれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第六号とし、第六号を第五号とし、同条第一項中「前項第四号」を「前項第三号」に改め、同条を第十三条の五中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十三条の六とし、第十三条の三の次に次の二号を加える。

二 第六条の規定に違反した者

第十三条の七を第十三条の八とする。

第十三条の六第一項中「一」を「いすれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第六号とし、第六号を第五号とし、同条第一項中「前項第四号」を「前項第三号」に改め、同条を第十三条の五中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十三条の六とする。

第十三条の四中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十三条の五とし、第十三条の三の次に次の二号を加える。

第八条 厚生労働大臣は、理容師の免許を申請した者について、前条第一号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により理容師の免

許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職

員にその意見を聴取させなければならない。

第十一条第一項中「第八条」を「前条」に改め、同条第四項中「疾病がなおり、又は改しゆんの情が顯著であるとき」を「その者がその取消し的理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたとき」に改め

る。

第十二条第一項中「当該吏員」を「当該職員」に、「第八条」を「第九条」に改める。

第十四条第二項中「第八条」を「第九条」に改め、同項ただし書中「尽した」を「尽くした」に改める。

第十五条の四及び第十四条の五中「三十万円」を「百万円」に改める。

第十四条の六中「一」を「いすれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第十五条を次のように改める。

二 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十六条の規定に違反して理容所を使用した者

第十七条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

に違反した者

第十六条を削り、第十七条中「前二条」を「前二条」から第五号までに、「外」を「ほか」に改め、同条を第十六条とし、第十七条の二を第十七条の二とす

る。

(栄養士法の一部改正)

第四条 栄養士法(昭和二十一年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「一」を「いすれかに」に、「者に対する待遇」を「者には」に、「与えない」を「与えないことがある」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 罰金以上の刑に処せられた者

第三条第二号中「第一条」を「前号に該当する者を除くほか、第一条」に改め、「であつて、同条に規定する業務を行うに適しない者」を削り、同条第二号を削る。

第七条の二中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十三条の二とし、第十三条の三の次に次の二号を加える。

二 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十八条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十九条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十一条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十二条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十三条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十五条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十六条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

に違反した者

第十六条を削り、第十七条中「前二条」を「前二条」から第五号までに、「外」を「ほか」に改め、同条を第十六条とし、第十七条の二を第十七条の二とす

る。

(歯科医師法の一部改正)

第五条 歯科医師法(昭和十三年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「被保佐人、目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者」を「又被保佐人」に改める。

第七条の二中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十三条の二とし、第十三条の三の次に次の二号を加える。

二 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十八条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十九条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十一の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十二条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十三条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十五条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十六条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十七条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十八条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第四条中「左の各号の一に」を「次の各号のい
ずれかに」に改め、同条第三号中「外」を「ほか

第十三条及び第十四条 第十三条及び第十四条を次のように改める。

律第二百三号)の一部を次のように改止する。

たときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

は改め 同号を同条第四号とし 同条第一号を

第二十九條第一項各号列記以外の部分を次の
ように改める。

第十条中「左の各号の一に」を「次の各号のい

を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同

加える。

心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省

第六条第一項中「免許は」の下に「、歯科医師
令で定めるもの

「国家試験に合格した者の申請により」を加え、

の一条を加える。

第六条の二 厚生労働大臣は、歯科医師免許を申請した者について、第四条第一号に掲げる

者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、

当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員に

その意見を聽取させなければならぬ。

第十条第二項中「一に」を「いにされたり」に改め、同条第三項中「疾病がなおり、又は改しゆ

んの情が顕著であるとき「その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたと

き、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたとき
に改める。

第六条 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法)

第十三条 厚生労働大臣は、保健婦免許、助産婦免許又は看護婦免許を申請した者について、第九条第二号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により当該申請に係る免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつて、第九条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条第三項と/or「又は第五項」を「又は第三項」に、「なすに当たつては」を「しようとすると」と改め、「聞かなければ」を「聴かなければ」と改め、「第十三条」を「第十二条」に改め、同項を同条第三項とする。

ければ」に改め、同条第二項中「第四項又は第五項」を「又は第三項」に、「なすに当つては」を「しようとするときは」に、「聞かなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第三項中「又は第三項」を削り、同条第九項及び第十項第一号中「前条第三項」を「前条第一項」に改め、同条第十号中「前条第四項」を「前条第一項」に改め、同条第十七項中「前条第三項」を「前条第一項」に、「前条第四項」を「前条第一項」に改める。

第四章の二中第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二を第四十二条の三とし、第四章中第四十二条の次に次の二条を加える。

第四十二条の二 保健婦、看護婦又は准看護婦は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健婦、看護婦又は准看護婦でなくなつた後においても、同様とする。

第四十三条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三条第一項第二号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第一項中「これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する」を「二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

「聽かなければ」に改め、同条第三項中「又は第三項」を「前条第一項」に改め、同条第十号中「前条第四項」を「前条第一項」に改め、同条第十七項中「前条第三項」を「前条第一項」に、「前条第四項」を「前条第一項」に改める。

第四章の二中第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二を第四十二条の三とし、第四章中第四十二条の次に次の二条を加える。

第四十二条の二 保健婦、看護婦又は准看護婦は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十四条第一項又は第二項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの

二 第三十五条から第三十八条までの規定に違反した者

第三十五条 第四十二条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十四条の三 第四十二条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第四十五条 第四十二条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

二項」を「次号、第六条第三項及び第八条第一項」に改め、「又は伝染性の疾病にかかる者」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とする。

第七条第一項中「免許は」の下に「試験に合格した者の申請により」を加え、「これをなす」を「行う」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第二号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

二 第三十九条 第三十八条の二中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十一条とする。

一 第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十六条及び第十六条の二を削る。

第十五条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の四条を加える。

第十七条 第二十二条の二第一項又は第十二条の二第一項を削り、同条第二項中「第五条各号」を「第四条各号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「疾病が治り、又は改善の理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたとき」に、「前条第一項」を「第六条第一項」に改め、同

第七条 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二 歯科衛生士法の一部改正

第四十五条中「これを五千円」を「五十万円」に改める。

第八条第一項を削り、同条第二項中「第五条各号」を「第四条各号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「疾病が治り、又は改善の理由となつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたとき」に、「前条第一項」を「第六条第一項」に改め、同

二項」を「次号、第六条第三項及び第八条第一項」に改め、「又は伝染性の疾病にかかる者」を削り、同条を第四条とする。

第八条の六第一項中「第六条及び第七条第二項」に、「第六条第一項」を「第五条及び第六条第一項」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に改める。

二 心身の障害により業務を適正に行うことのできない者として厚生労働省令で定めるもの

第五条第四号中「精神病者」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は伝染性の疾病にかかる者」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とする。

第七条第一項中「免許は」の下に「試験に合格した者の申請により」を加え、「これをなす」を「行う」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第二号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

第十七条を削り、第十六条の二中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十一条とする。

第十六条及び第十六条の二を削る。

第十五条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の四条を加える。

第十七条 第二十二条の二第一項又は第十二条の二第一項を削り、同条第二項中「第五条各号」を「第四条各号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「疾病が治り、又は改善の理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたとき」に、「前条第一項」を「第六条第一項」に改め、同

命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの

二 第十三条の二から第十三条の四までの規定に違反した者

第十九条 第十三条の五の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第三項の規定に違反した者

二 第十三条の六の規定に違反した者

第十四条の次に次の一条を加える。

第十五条 第八条の七第一項(第十一条の八において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(毒物及び劇物取締法の一部改正)

第八条 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第三項第一号を削り、同項第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次として次の一号を加える。

一 心身の障害により特定毒物研究者の業務を行つた者が、試験に合格した者の申請により「を加え、同号を第五条とす

る。」「(特定毒物研究者については、第六条の二第三項第一号から第二号までに該当するに至つたときを含む。)」を加える。

一 心身の障害により特定毒物研究者の業務を行つた者が、試験に合格した者の申請により「を加え、同号を第五条とす

る。」「(特定毒物研究者については、第六条の二第三項第一号から第二号までに該当するに至つたときを含む。)」を加える。

第八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条

「五万円」を「百万円」に改める。

第八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条

「五万円」を「百万円」に改める。

第二項中「左に」を「次に」に改め、第一号を次のよう改める。

一 十八歳未満の者

「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次

に次の一号を加える。

二 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行つことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十五条规定第一項第一号を次のように改める。

一 十八歳未満の者

第十五条规定第一項第一号を次のように改める。

第二十四条の三及び第二十四条の四中「三万円」を「五十万円」に改める。

第二十五条中「一に」を「いずれかに」に、「一

万円」を「三十万円」に改める。

第二十七条中「基く」を「基づく」に、「五万円」を「百万円」に改める。

(診療放射線技師法の一部改正)

第二百一十六条の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十七条」に改め

第九条 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百一十六条)の一部を次のように改正する。

第五条 第二項を削り、同条第三項中「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第五条各号」を「第四条各号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項」を「第一項」に、「疾病がなおり、又は改り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を除き、「免許」という。)に改め、第二号を次のように改める。

第五条の見出しを「(欠格事由)」に改め、同条中「免許」を「前条の規定による免許(第二十条第一号を除き、以下「免許」という。)」に改め、第二号を次のように改める。

(意見の聴取)

第六条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第一号に掲げる者に該当する

と認め、同条の規定により免許を与えないことを通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聽取させなければならない。

第七条 診療放射線技師法の一部改正

第九条 第二項を削り、同条第三項中「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第五条各号」を「第四条各号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項」を「第一項」に、「疾病がなおり、又は改り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を除き、「免許」という。)に改め、第二号を次のように改める。

第九条第一項を削り、同条第二項中「第五条各号」を「第四条各号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項」を「第一項」に、「疾病がなおり、又は改り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を除き、「免許」という。)に改め、第二号を次のように改める。

の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 第三十五条を第三十七条とし、第三十四条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十三条の次に次の二条を加える。

第三十四条 第二十六条第一項又は第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(麻薬及び向精神薬取締法の一一部改正)
 法律第十四号の一部を次のように改正する。

第二条第三項第八号を同項第七号とし、同項第五号中「精神病者」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ように加える。

ホ 心身の障害により向精神薬営業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 第五十一条第一項中「第六号までの各号の一に」を「第七号までの各号のいずれかに」に改め、同条第二項中「へまでの一に」を「トまでのいづれかに」に改め、あへん法の一部改正)
 第十一条 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「一に」を「いづれかに」に改め、第一号を次のように改める。

一 心身の障害によりこの法律の規定に基づき適正にけしの栽培の業務を行つことができない者として厚生労働省令で定めるもの

に次の一号を加える。

二 心身の障害により歯科技工士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第一項中「免許は」の下に「、試験に合格した者の申請により」を加え、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(意見の聴取)
 第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第一号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第八条第一項を削り、同条第二項中「第五条各号の一に」を「第四条各号のいづれかに」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同条第二項とし、同条第四項中「第二項の規定により」を「第一項の規定により」に、「前条第一項を「第六号」に改め、同条第三項とし、同条第四項とし、同条第一号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

第三十二条を第三十二条とする。

第三十条を削り、第二十九条中「一に」を「いずれかに」に、「又は五千円以下の罰金に処する」を「若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、第一号を次のように改める。

一 第八条第一項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの

第九条中「又は第二項」を削る。

第四章中第二十条の次に第一条を加える。

(秘密を守る義務)
 第二十一条の二 歯科技工士は、正当な理由がない場合に、業務を行つたもの

第二十九条第二号を削り、同条第三号を同条

第一二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条を第三十条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十一条 第二十条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十八条の次に次の二条を加える。

第二十九条 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(美容師法の一部改正)

第十三条规定 美容師法(昭和三十一年法律第一百六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一心身の障害により美容師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五条の二第一項中「免許は」の下に「、美容師試験に合格した者の申請により」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(意見の聴取)

第五条の二の二 厚生労働大臣は、美容師の免許を申請した者について、第三条第二項第一号に掲げる者に該当すると認め、同項の規定

により美容師の免許を与えないこととするとときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通

に違反した者

第十九条及び第二十条を削る。

第二十一条中「前二条」を「前条第一号から第五号まで」に改め、同条を第十九条とし、第二

十二条を第二十条とし、第二十三条を第二十一

五号まで」に改め、同条を第二十二条とする。

(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正)

第十四条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を改め、同条を第二十二条とする。

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者に

と認め、同条の規定により免許を与えないことをするときは、あらかじめ、当該申請者に

その旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第八条第一項を削り、同条第二項中「第五条各号の一に」を「第四条各号のいずれかに」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に、「疾病がなおり、又は改め、第二号を第三号とし、同条第一号中「精神病者」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は伝染性の疾病にかかる者」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

第一心身の障害により臨床検査技師又は衛生検査技師の業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五条の二第一項中「免許は」の下に「、試験に合格した者の申請により」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(意見の聴取)

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第二十二条第二項及び第二十三条の二第一項中「第八条第二項」を「第八条第一項」に改める。

第二十二条中「第二十条の十又は前条第一

五号若しくは第八号」を「第二十二条又は前条第一項第三号若しくは第四号」に改め、同条を

格した者又は第三条第一項に規定する者の申請により」を加え、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(意見の聴取)

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者に

と認め、同条の規定により免許を与えないことをするときは、あらかじめ、当該申請者に

その旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第八条第一項を削り、同条第二項中「第五条各号の一に」を「第四条各号のいずれかに」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に、「疾病がなおり、又は改め、第二号を第三号とし、同条第一号中「精神病者」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は伝染性の疾病にかかる者」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

第一心身の障害により臨床検査技師又は衛生検査技師の業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五条の二第一項中「免許は」の下に「、試験に合格した者の申請により」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(意見の聴取)

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第二十二条第二項及び第二十三条の二第一項中「第八条第二項」を「第八条第一項」に改める。

第二十二条中「第二十条の十又は前条第一

五号若しくは第八号」を「第二十二条又は前条第一項第三号若しくは第四号」に改め、同条を

第二十五条とする。

第二十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、第一号を次のように改める。

一 第八条第一項の規定により臨床検査技師又は衛生検査技師の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、臨床検査技師又は衛生検査技師の名称を使用したもの

又は衛生検査技師の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、臨床検査技師又は衛生検査技師の名

(調理師法一部改正)

第十五条 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改定する。

第四条中「次の各号の一に該当する者に対し」ては「を」を「第六条第一号に該当し、同条の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者には」に改め、各号を削る。

第四条の二中「精神病者に対する者は」を「次の各号のいずれかに該当する者には」に改め、各号を加える。

各号のいずれかに該当する者には「を」を「次の各号のいずれかに該当する者には」に改め、同条に次の各号を加える。

一 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者

二 罰金以上の刑に処せられた者

三 第六条第一項を削り、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、第一号を次のように改める。

四 第四条を次のように改定する。

第五条の見出しを「(相対的欠格事由)」に改め、同条中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第一号とし、同条に第一号として次の一號を加える。

六号の一部を次のように改定する。

第七条の見出しを「(相対的欠格事由)」に改め、同条第一号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条第一号中「精神病者」を削り、「行なう」と改め、同条の次に次の二号を加える。

第八条第二項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの

九号の一部を次のように改定する。

第十一条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第十二条中「五千円」を「三十万円」に改める。

(薬事法一部改正)

第十六条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改定する。

第六条第二項中「精神病者」を削り、同号を次のように改める。

一 心身の障害により薬剤師の業務を適正に行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 心身の障害により薬局開設者の業務を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

適正に行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

者について、第五条第一号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えたこととするときは、あらかじめ、当該申請者は、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第八条第一項中「第四条各号のいずれかに該当するに至つた」を「成年被後見人又は被保佐になつた」に改め、同条第四項中「前条」を「第七条」に改める。

第十九条中「十万円」を「百万円」に改める。

第二十条中「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号を次のように改め。

二 第八条第二項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの

二十一号の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二十二号の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二十三号の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二十四号の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二十五号の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二十六号の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二十七号の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二十八号の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二十九号の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

三十一号の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

三十二号の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

三十三号の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

三十四号の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

三十五号の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

三十六号の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

三十七号の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

年以下の懲役又は五十万円以下罰金に処する。

第三十三条中「第三十一条」を「前条」に改め。第三十三条中「第三十一条」を「前条」に改める。

(理学療法士及び作業療法士法の一部改正)

第十八条 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十一年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一二十条」を「・第十九条」に、「第二十二条」を「第二十条」に改める。

第四条の見出しを「(欠格事由)」に改め、同条

第三号を次のように改める。
第三号を次のように改める。

三 心身の障害により理学療法士又は作業療

法士の業務を適正に行うことができない者

として厚生労働省令で定めるもの

は「を又は」に改め、「又は伝染性の疾病にかか

つている者」を削る。

第六条第一項中「免許は」の下に、「理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格した者」の申請により「を加え、「行なう」を「行う」に

改め、同条の次に次の二条を加える。

(意見の聴取)
第六条の二 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないことをとするとときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、

厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第六条の二 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないことをとするとときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、

第六章を次のように改める。
第六章を次のように改める。

は、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第七条第二項中「前条」を「第六条」に改める。

第二十条を削る。

第六章を次のように改める。

(第六章 罰則)

第二十条 前条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年

以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第十六条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第六条 第八条第二号の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者には、免

許を与えない。

第六条第二項を削り、同条第二項中「一に」を「大麻又は覚せい剤の中毒者」に改める。

第八条第一項を「麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者」に改める。

「いずれかに」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者

は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中

に、理学療法士又は作業療法士の名称を使用したもの

二 第十七条の規定に違反した者

附則第二項に後段として次のように加える。

この場合における第六条第一項の規定の適用については、同項中「理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格した者の申請により」とあるのは、「外国で理学療法士の免

許に相当する免許を受けた者又は作業療法士の免許に相当する免許を受けた者であつて、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能を有すると厚生労働大臣が認定したものの申請により」とする。

第十九条 製薬衛生師法(昭和四十一年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(製薬衛生師法の一部改正)

第二十条 前号に該当する者を除くほか、柔道整復を「前号に該当する者を除くほか、柔道整復」に改め、同号を同条第四号とし、同号の前

に次の一号を加える。

一 心身の障害により柔道整復師の業務を適

正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

四条第四号を削り、同条第三号中「柔道整復」を「前号に該当する者を除くほか、柔道整復」に改め、同号を同条第四号とし、同号の前

に次の一号を加える。

三 罰金以上の刑に処せられた者

第六条第一項中「免許は」の下に、「試験に合

格した者の申請により」と加える。

第七条を次のように改める。

(意見の聴取)

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者に

ついて、第四条第一号に掲げる者に該当する

と認め、同条の規定により免許を与えないこ

ととするときは、あらかじめ、当該申請者に

その旨を通知し、その求めがあつたときは、

厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴

取させなければならない。

第二十九条中「第二十七条第四号若しくは第

五号又は前条」を「第三十条第四号から第七号ま

で」に改め、同条を第三十一條とする。

第二十八条を削る。

二十六条 第三十二条に改める。

第四条第二号を削り、同条第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、

同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

第二十七条の二中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十七条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「規定に基づく業務の停止命令に違反した者」を「規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの」に改め、同条に次の二号を加える。

六 第十九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八 第十九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

改め、同条を第二十六条とする。

(視能訓練士法の一部改正)

第二十二条 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十二条を「一第二十四条」に改め、同条に次の二号を加える。

六 第四条を削る。

第五条の見出しを「(欠格事由)」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 心身の障害により視能訓練士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五条第四号中「精神病者」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は伝染性の疾病にかかっている者」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第七条第一項中「免許は」の下に「試験に合格した者の申請により」を加え、「行なう」を「行つ」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十二条 第十八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十三条 第十九条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができる。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

改め、同条を第二十九条とする。

(意見の聴取)

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第二十五条 第十一条第一項又は第十三条の五の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第二項の規定により視能訓練士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、視能訓練士の名称を使用したもの

改め、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条に次の二号とする。

六 第二十二条第一項中「厚生労働省令で定める」とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「前条」を「第六条」に改め、同条を同条第三項とする。

第五章を次のように改める。

第五章 罰則

第二十二条 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十九条の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十四条 第十九条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

改め、同条第一項を削り、同条第一項中「第五条

二 第二十二条の規定に違反した者

(労働安全衛生法の一部改正)

第二十二条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項中「厚生労働省令で定めるところにより」を削り、同条第二項中「者は」を「者には」に、「受ける」とができる「と」を「えない」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第七十四条第二項」の下に「(第三号を除く。)」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条に次の二項を加える。

3 第六十一条第一項の免許については、心身の障害により当該免許に係る業務を適正に行うことのできない者として厚生労働省令で定めるものには、同項の免許を与えないことがある。

4 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十一条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第七十三条第一項中「、厚生労働省令で定めるところにより」を削る。

第七十四条第一項中「第七十二条第二項第一号又は第三号」を「第七十二条第二項第一号又は第三号」を「第七十二条第二項第一号」に改め、同条第二項中「六月を超えない範囲内で

期間」を「期間(第一号、第二号、第四号又は第五号に該当する場合にあつては、六月を超えない範囲内の期間)」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 当該免許が第六十一条第一項の免許である場合にあつては、第七十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者となつたと定する厚生労働省令で定める者となつたとき。

第七十四条に次の二項を加える。

3 前項第三号に該当し、同項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

第七十四条の次に次の二条を加える。

(厚生労働省令への委任)

第七十四条の二 前三条に定めるもののほか、免許証の交付の手続その他免許に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律の一部改正)

第二十三条 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和五十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第六項中「第七条から第十一条ま

で」を「第七条、第八条、第九条第一項から第五項まで、第十条、第十二条、第十三条に、「旧法第九条第一項中「第四条(絶対的欠格事由)各号のいずれかに該当するに至つたとき」とあるのは「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者となつたとき」と、同条第二項を「旧法第九条第二項に、「精神障害者又は行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律第二十二条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エツク

事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第九号)第九条の規定による改正後の診療放射線技師法第四条各号」に改め、「第二項」との下に、「疾病がなおり、又は改しゆんの情が顯著であると認められるのはその者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたときは、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。」

第七十条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第八条第一項を削り、同条第二項中「第五条各号」を「第四条各号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条を「第六条」に改め、同項を同条第一項とする。

第三十七条第二項中「第八条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第四十七条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第四十九条とする。

第五条の見出しを「(欠格事由)」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 心身の障害により義肢装具士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五条第四号中「精神病者」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は伝染性の疾病にかかるに該当するに至つたとき」とあるのは「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者は」を削り、同条を第四条とする。

第四十六条 第三十八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十七条 第四十条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第四十三条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第四十四条とし、第五章中同条の前に次の一項を加える。

第四十三条 第十三条又は第二十二条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下

の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(義肢装具士法の一部改正)

第二十五条 痾装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第四十九条」に改め

る。

第四条を削る。

第五条の見出しを「(欠格事由)」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 心身の障害により義肢装具士の業務を適

正に行うことができない者として厚生労働

省令で定めるもの

第五条第四号中「精神病者」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は伝染性の疾病にかかる者」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第五条とし、第七条第一項中「免許は」の下に、試験に合格した者の申請により「免許を加え、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(意見の聽取)

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者に

ついて、第四条第三号に掲げる者に該当する

と認め、同条の規定により免許を与えないこ

ととするときは、あらかじめ、当該申請者に

その旨を通知し、その求めがあつたときは、

厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聽

取させなければならない。

第八条第一項を削り、同条第二項中「第五条各号」を「第四条各号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条」を「第六条」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十七条第二項中「第八条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第四十七条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十六条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第八条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二号中「第三十八条又は」を削り、同条を第四十八条とする。

第四十五条を削り、第四十四条中「三十万円」

を「五十万円」に改め、同条を第四十五条とし、

同条の次に次の二条を加える。

第四十六条 第三十八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の

罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十七条 第四十条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起す

ることができない。

第四十三条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第四十四条とし、第五章中同条の前に

に次の二条を加える。

第四十三条 第十三条又は第二十二条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下

の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(救急救命士法の一部改正)

第二十六条 救急救命士法(平成三年法律第三十
六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十六条」に改め、

第二项を削る。

第五条の見出しを「(欠格事由)」に改め、同条

第二号を次のように改める。

三 心身の障害により救急救命士の業務を適

正に行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五条第四号中「精神病者」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は伝染性の疾病にか

かる者」を削り、同条を第五十六条とする。

第五十三条 第三十九条又は第三十九条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以

下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第五十六条とする。

第三十七条第二項中「第五十三条第三号」を

「第五十三条第一号」に改める。

第五十条 第三十九条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下

の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第五十三条第一項とし、第七条を第六条とし、第八条を第五条とし、第九条第一号中「第九条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者に該当するときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聽取させなければならない。

第九条第一項を削り、同条第二項中「第五条各号」を「第四条各号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第七条」を「第六条」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条第一項中「第六条、第七条第一項(第九条第一項)」を「第六条、第七条第一項(第九条第一項)」に、「第六条中」を「第五条中」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第六条第二項(第九条第一項)」を「第五条、第六条第二項(第九条第一項)」に、「第六条中」を「第五条中」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第六条第二項(第九条第一項)」を「第五条、第六条第二項(第九条第一項)」に、「第六条中」を「第五条中」に改める。

第二项を削る。

第五十三条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第九条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第五十二条の次に次の二条を加える。

第五十三条 第三十九条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下

の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起す

(言語聴覚士法の一部改正)

第二十七条 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十二条」に改め

る。

第五条の見出しを「(欠格事由)」に改め、同条

第二号を削る。

三 心身の障害により言語聴覚士の業務を適

正に行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五条第四号中「精神病者」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は伝染性の疾病にかかる者」を削り、同条を第五十六条とする。

第五十三条 第三十九条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下

の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第五十六条とする。

第三十七条第二項中「第五十三条第三号」を

「第五十三条第一号」に改める。

第五十条 第三十九条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下

の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五条第四号中「精神病者」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は伝染性の疾病にかかる者」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(意見の聴取)

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第九条第一項を削り、同条第二項中「第五条各号」を「第四条各号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第七条」を「第六条」に改め、同項を同条第二項とする。

第十九条第一項中「第六条、第七条第二項(第九条第三項)を「第五条、第六条第二項(第九条第二項)に、「第六条中」を「第五条中」に、「第七条第一項中」を「第六条第二項中」に改める。

第四十二条第二項中「第九条第二項」を「第九条第一項」に改める。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 第三十二条又は第三十八条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以上

下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十一条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第九条第二項」を「第九条第一項」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十九条の次に次の二条を加える。

第五十条 第四十四条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第七条第三項

取消処分	禁止処分
取消し	禁止
再び免許を与える	禁止処分を取り消す
再免許を与える	その禁止処分を取り消す

第一百条第三項の表第三十二条第一号の項中「第三十二条第一号」を「第三十二条」に改める。

第一百一条第二項の表第七条第三項の項を次のように改める。

第七条第三項

取消処分	禁止処分
取消し	禁止
再び免許を与える	禁止処分を取り消す
再免許を与える	その禁止処分を取り消す

第一百一条第二項の表第三十条第一号の項中

「第三十条第一号」を「第三十条」に改める。

(精神保健法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 精神保健法等の一部を改正する法律(平成五年法律第七十四号)の一部を次のように改め

(罰則に係る経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(六の二イ、六の三イ及び六の四イ)中「第七条第一項」を「第六条第一項」

に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第五条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一百条第三項の表第七条第三項の項を次のように改める。

正する。

附則第四条中「第五条の規定による改正後の同法(以下この条において「新法」という。第九条第四項)を「診療放射線技師法第九条第三項」に、「新法第九条第二項」を「同条第一項」に改め

る。

日程第一 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一八四名

青木 幹雄君	有馬 朗人君	中曾根弘文君
石井 道子君	石渡 清元君	長峯 基君
市川 一朗君	入澤 肇君	西田 吉宏君
岩井 國臣君	岩城 光英君	野間 起君
岩崎 純三君	岩永 浩美君	服部三男雄君
上杉 光弘君	上野 公成君	坂保 三藏君
海老原義彦君	大島 慶久君	松谷蒼一郎君
加藤 紀文君	加納 公成君	溝手 顯正君
鹿熊 安正君	片山虎之助君	森下 博之君
亀谷 博昭君	河本 英典君	森山 明市君
木村 仁君	亀井 郁夫君	星野 朋市君
久世 公堯君	金本 邦茂君	星野 恵君
齋掛 哲男君	金本 宏一君	日出 英輔君
鴻池 祥肇君	岸 恒一君	日出 太三君
斎藤 十朗君	河本 恒君	南野知恵子君
清水 達雄君	佐藤 重信君	南野 太三君
須藤良太郎君	坂野 昭郎君	長谷川道郎君
鈴木 正孝君	倉田 寛之君	西田 吉宏君
関谷 勝嗣君	今泉 昭君	吉岡 善彦君
竹山 裕君	江田 五月君	吉村剛太郎君
常田 享詳君	陣内 孝雄君	脇 雅史君
中川 義雄君	鈴木 政二君	脇 尾慶一郎君
中島 眞人君	世耕 弘成君	脇 吉一郎君
月原 鶴保 康介君	田中 直紀君	佐藤 健司君
中島 眞人君	武見 敬三君	佐藤 雄平君
谷川 秀善君	鈴木 正孝君	郡司 彰君
谷川 秀善君	高嶋 良充君	奥石 東君
竹山 裕君	千葉 景子君	佐藤 泰介君
常田 享詳君	角田 義一君	佐藤 泰介君
中川 義雄君	谷林 正昭君	佐藤 泰介君
中島 眞人君	正光君	佐藤 泰介君

日程第二 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案(内閣提出)「委員長報告のとおり修正議決」

賛成者氏名

一八四名

中曾根弘文君	成瀬 守重君	仲道 俊哉君
長峯 基君	藤井 俊男君	直嶋 正行君
西田 吉宏君	福山 哲郎君	羽田雄一郎君
野間 起君	堀 利和君	日下部禮代子君
田名部匡省君	円 より子君	谷本 魏君
岩本 荘太君	本岡 昭次君	三重野栄子君
松岡満壽男君	柳田 稔君	山本 正和君
高橋 令則君	柳田 稔君	椎名 素夫君
渡辺 秀央君	本岡 昭次君	高橋紀世子君
石井 一二君	柳田 稔君	水野 誠一君
西川きよし君	柳田 稔君	平野 貞夫君
島袋 宗康君	柳田 稔君	石井 一二君
中村 敦夫君	柳田 稔君	柳田 稔君
西川きよし君	柳田 稔君	峰崎 直樹君
黒岩 稃子君	柳田 稔君	峰崎 直樹君
笛野 貞子君	柳田 稔君	峰崎 直樹君
菅野 久光君	柳田 稔君	峰崎 直樹君

長谷川 清君	福山 哲郎君	羽田雄一郎君
堀 利和君	柳田 稔君	日下部禮代子君
直樹君	柳田 稔君	谷本 魏君
峰崎 直樹君	柳田 稔君	三重野栄子君
進君	柳田 稔君	山本 正和君
松前 達郎君	柳田 稔君	椎名 素夫君
柳田 稔君	柳田 稔君	高橋紀世子君
柳田 稔君	柳田 稔君	水野 誠一君
柳田 稔君	柳田 稔君	平野 貞夫君
峰崎 直樹君	柳田 稔君	石井 一二君
峰崎 直樹君	柳田 稔君	峰崎 直樹君
峰崎 直樹君	柳田 稔君	峰崎 直樹君

照屋 寛徳君	清水 澄子君	日下部禮代子君
山本 正和君	谷本 魏君	日下部禮代子君
椎名 素夫君	三重野栄子君	日下部禮代子君
高橋紀世子君	高橋紀世子君	日下部禮代子君
水野 誠一君	高橋紀世子君	日下部禮代子君
平野 貞夫君	高橋紀世子君	日下部禮代子君
石井 一二君	高橋紀世子君	日下部禮代子君
峰崎 直樹君	高橋紀世子君	日下部禮代子君
峰崎 直樹君	高橋紀世子君	日下部禮代子君

反対者氏名

〇名

賛成者氏名	日程第三 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案(内閣提出)「委員長報告のとおり修正議決」
青木 幹雄君	片山虎之助君
石井 道子君	片山虎之助君
市川 一朗君	片山虎之助君
岩井 國臣君	片山虎之助君
岩崎 純三君	片山虎之助君
上杉 光弘君	片山虎之助君
岩永 浩美君	片山虎之助君
岩城 光英君	片山虎之助君
大島 慶久君	片山虎之助君
上野 公成君	片山虎之助君
大島 慶久君	片山虎之助君
鈴木 邦茂君	片山虎之助君

官報(号外)

平成十三年四月六日 参議院会議録第十七号

投票者氏名

鎌田要人君	亀谷博昭君	木村仁君	久世公堯君	沓掛哲男君	木村仁君	久世公堯君	鴻池祥肇君	坂野泰三君	佐藤泰三君	久世公堯君	沓掛哲男君	木村仁君	久世公堯君	鴻池祥肇君	坂野泰三君	佐藤泰三君	久世公堯君	沓掛哲男君	木村仁君
龜井郁夫君	河本英典君	岸宏一君	久野恒一君	倉田寛之君	岸宏一君	久野恒一君	斎藤昭郎君	坂野重信君	斎藤昭郎君	久野恒一君	倉田寛之君	岸宏一君	久野恒一君	斎藤昭郎君	坂野重信君	斎藤昭郎君	久野恒一君	倉田寛之君	岸宏一君
山下英利君	吉村剛太郎君	足立良平君	今井澄君	海野徹君	江本孟紀君	岡崎トミ子君	川橋幸子君	小宮山洋子君	久保亘君	川橋幸子君	小宮山洋子君	山下栄一君	浅尾慶一郎君	吉村剛太郎君	足立良平君	今井澄君	海野徹君	江本孟紀君	岡崎トミ子君

依田智治君	若林正俊君	山下英利君	山下栄一君	井上美代君	森本晃司君	松あきら君	阿部幸代君	池田幹幸君	岩佐辰美君	大沢辰美君	日笠勝之君	浜四津敏子君	弘友和夫君	益田洋介君	吉村剛太郎君	足立良平君	今井澄君	海野徹君	江本孟紀君	岡崎トミ子君
鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君														
浜田卓二郎君	統訓弘君	浜田卓二郎君	統訓弘君	浜田卓二郎君	統訓弘君	浜田卓二郎君														

脇雅史君	山下善彦君	吉村剛太郎君	山下栄一君	井上美代君	森本晃司君	松あきら君	阿部幸代君	池田幹幸君	岩佐辰美君	大沢辰美君	日笠勝之君	浜四津敏子君	弘友和夫君	益田洋介君	吉村剛太郎君	足立良平君	今井澄君	海野徹君	江本孟紀君	岡崎トミ子君
鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君														
浜田卓二郎君	統訓弘君	浜田卓二郎君	統訓弘君	浜田卓二郎君	統訓弘君	浜田卓二郎君														

反対者氏名	浜田卓二郎君	日笠勝之君	浜四津敏子君	弘友和夫君	益田洋介君	吉村剛太郎君	山下栄一君	井上美代君	森本晃司君	松あきら君	阿部幸代君	池田幹幸君	岩佐辰美君	大沢辰美君	日笠勝之君	浜四津敏子君	弘友和夫君	益田洋介君	吉村剛太郎君	山下栄一君	
鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	
浜田卓二郎君	統訓弘君	浜田卓二郎君	日笠勝之君	浜四津敏子君	弘友和夫君	益田洋介君	吉村剛太郎君	山下栄一君	井上美代君	森本晃司君	松あきら君	阿部幸代君	池田幹幸君	岩佐辰美君	大沢辰美君	日笠勝之君	浜四津敏子君	弘友和夫君	益田洋介君	吉村剛太郎君	山下栄一君

○名	ペジ七	段行	第十二号中正誤	ペジ三	段行	第十二号中正誤	ペジ三	段行	第十二号中正誤	ペジ三	段行	第十二号中正誤	ペジ三	段行	第十二号中正誤	ペジ三	段行	第十二号中正誤	ペジ三	段行	第十二号中正誤
鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	但馬久美君	鶴岡洋君	
浜田卓二郎君	統訓弘君	浜田卓二郎君	日笠勝之君	浜田卓二郎君	統訓弘君	浜田卓二郎君	日笠勝之君	浜田卓二郎君	統訓弘君	浜田卓二郎君	統訓弘君	浜田卓二郎君	日笠勝之君	浜田卓二郎君	統訓弘君	浜田卓二郎君	統訓弘君	浜田卓二郎君	日笠勝之君	浜田卓二郎君	

官 報 (号 外)

平成十三年四月六日 参議院会議録第十七号

第一種
郵便
便物
認可日
明治三十五年三月三十日

(第三号の発送は都合により後日となるため、第十七号を先に発送しました。)

発行所	二東京一〇五番地四丁目
財務省印刷局	四四五番虎ノ門二丁目
電話	03(3587)4294
定価	本号一部 (本体一〇〇円別料五〇円)